

令和4年度第8回常設審議委員会議事録

1 日 時 令和4年12月22日(木) 10時開会 11時40分閉会

2 場 所 倉吉市「倉吉シティホテル」

3 出席者

(1) 常設審議委員 19名／21名（出席者は別紙名簿のとおり）

(2) 鳥取県経営支援課

八頭町農業委員会

農業会議

[REDACTED]
倉益、熊谷、山根、岡田、中嶋

発言者等	議事要旨
1開会 事務局	<p>(午前10時) 定刻になりましたので、ただ今より令和4年度第8回常設審議委員会を開会いたします。</p> <p>まず、本会会議規則第7条に基づき、出席委員数の報告をいたします。本日の常設審議委員の出席は、21名中19名の出席で、常設審議委員会運営規程第4条第4項に基づく定足数の過半数に達しております、本委員会が成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、小林会長に挨拶をお願いいたします。</p>
2会長挨拶	<p>皆様おはようございます。農業会議の小林で御座います。開会に当たりましてご挨拶申し上げます。</p> <p>本日、令和4年度第8回常設審議委員会を開催致しましたところ、皆様にはご多用のところ出席を賜わり誠に有難うございます。</p> <p>さて、令和4年度も残すところ10日となりました。振り返ってみますとこの3年間は、コロナ禍で明け暮れ、組織運営を初め社会、経済に大きい影響を与えた3年間ではなかったかと思います。今なお、コロナ禍は終息が見えない状況にあります。12月に入り、鳥取県の新型コロナウイルス感染症の患者数が、昨日までに18,643名、先月、11月の1ヶ月感染発生者数12,873名を上回っております。また、前日までの本県患者数が100,143名と報告がありました。また、全国の新型コロナウイルス感染症の患者数が昨日までに27,607,496名、死者が54,434人となっております。一向に収まる気配が見えない状況ですが、一日も早い収束を願うものであります。</p> <p>去る12月1日、全国農業委員会会長代表者集会が東京銀座ブロッサムにおいて開催され、コロナ禍ではありましたが県内の農業委員会会長各位出席のもと開催されました。大会では要請決議・申し合わせ決議等が提案されました。会議終了後、県選出の国会議員のもとへ要請を行い、この内容につきましては事務局より情報提供で報告いたします。</p> <p>また、5月の農業経営基盤強化促進法の関連法案が一括成立し、それに基づき2023年度より地域の農地の未来像を描く「地域計画」の策定作業を見据えての取り組み、これまでの「人・農地プラン」を地域</p>

計画として法定化されました。地域農業の将来を明確にし、人口減少下でも継続的に利用できるようにするというもので、計画は来年4月の改正法施行後、2年間で市町村が策定する事となっております。地域計画の策定へは、農家やJA、農業委員会などの関係者で地域の農業の将来像を協議しなければなりません。地域計画には、農地一筆ごとに将来の利用者を明確化した「目標地図」を盛り込んで行かなければなりません。担い手がない場合は、農作業委託などを活用しながら随時、調整、徐々に完成度を高めるよう求められております。

来年7月には、農業委員会の全国統一改選、本県は15市町村が改選となります。

また食料・農業・農村基本計画の食料安全保障の取り組みなど課題は山積致しておりますが、農業委員・農地利用最適化推進委員が各地域において日常生活の中で十分取り組んで頂けるものと思っております。農業会議も農地利用最適化のため、各市町村農業委員会へ支援を行ってまいります。

なお、本日の常設審議委員会におきましては、審議事項は、農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案1件、八頭町で、農地法第39条の規定に基づく意見聴取事案1件日南町の案件です。情報提供につきましては、令和4年度全国農業委員会会長代表者集会ほかであります。

十分な審議をお願いします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、以降、農業会議定款第44条、運営規程第4条第3項の規定に基づき、小林会長に議長として進行いただきます。よろしくお願いいたします。

3 議事録署名人の選任

議長

それでは議事に入らせていただきます。
議事録署名人の決定でございますが、慣例により議長から指名してよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長

田邊委員(米子市農業委員会会长)、恩田委員(南部町農業委員会会长)の両名を指名いたします。

4 報告事項

議長

日程に基づき、報告事項です。
(1) 先月の農地転用許可状況について
県から報告願います。

県経営支援課

[REDACTED]

(資料1により説明)

議長

皆さんからご質問、意見がございましたらどうぞ。

(質問・意見なし)

5議事長

議事に入ります。
議案第1号を説明下さい。

事務局

それでは、今月の農地法の規定に基づく県全体の一覧表を説明いたします。(一覧表を説明)

今月は、第5条案件で1件、八頭町の案件がございます。
委員会事務局の説明の後、現地調査の報告をお願いしたいと思います。

それでは八頭町農業委員会より説明いただきます。

八頭町農委
事務局

八頭町農業委員会事務局のと申します。

八頭町における目的とする農地転用について説明させていただきます。2ページの30aを超える事案説明資料により説明いたします。

土地の所在等です。計5,227m²です。3ページの位置図をご覧ください。申請地は、位置する宅

地化が進んだ農地です。隣接する宅地は平成25年から令和3年にかけて申請人により宅地開発が行われ完売、令和4年12月1日現在42世帯が居住されています。4ページに中間図に併せて転用許可済みの区域を図示しています。2ページに戻ります。現在の営農状況です。申請地の6筆はこれまで地域の担い手法人に貸し付けられ、水稻が作付けされていましたが、令和3年11月及び令和4年1月に契約が満了し、現在は所有者による草刈り等保全管理となっています。また、法人が営農している農地は122haあります。解約による経営への支障はないことを確認しております。

なお、令和4年9月、埋蔵文化財発掘調査完了区域に合わせ分筆登記を行い、申請区域を確定しています。この分筆により申請から除外した農地面積は1,660m²で除外した農地はに合わせ畑として整備し、適正に管理されます。

転用事業者です。

転用目的です。用途は、
必要性といたしましては、近隣は住宅地として整備が進んでおり、幹線道路へのアクセスも良く、駅が近いなど住宅用地としての環境に適しているものでございます。なお、事業の期間は、転用許可後から令和7年3月末までの予定です。造成工事は令和5年8月末完了の見込みです。

立地基準です。農地区分ですが3ページ、位置図をご覧ください。申請地はに該当します。区分決定根拠は駅・役場等から300m以内の区域です。これは、300m以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地が該当します。申請地は位置図に示しておりますとおり、300m以内にがありこれに該当します。2ページに戻ります。許可根拠は原則許可です。営農条件です。申請地を含めて周辺農地は農業振興地域外となっています。東側は県道及び水路、西側は水路及び宅地、北側は田及び宅地、南側は、宅地及び田、として利用されています。3ページの位置図及び4ページの中間図と併せてご確認ください。代替地等ですが原則許可であり該当しません。

一般基準です。他法令許認可です。埋蔵文化財発掘調査につきましては、令和4年10月12日に完了しております。都市計画法第29条にかかる許可（非線引都市計画区域、3,000 m²以上）につきましては、鳥取県八頭県土整備事務所維持管理課と開発にかかる事前協議を行っており農地転用許可と併せ許可となる見込みです。道路法第24条、道路管理者以外の者が道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことに係る協議につきましては、八頭町建設課と事前協議済みでございます。

規模の妥当性です。5ページの土地利用計画図をご覧ください。
申請地は土地利用計画図のとおり、5,227m²に[REDACTED]
[REDACTED]（最大246m²、最小158m²）を整備し、その他は区画道路1171.1m²（W=6m、L=195m）と広場・緑地（336.6m²）を設ける予定となっており、利用計画は適切であると判断いたしました。[REDACTED]

[REDACTED]示しております。

また、6ページの造成計画平面図に緑色の破線で今回申請の農地を囲んでおります。こちらも合わせてご覧ください。

営農及び被害防除計画等の措置です。再度5ページの土地利用計画図をご覧ください。申請地は0cm～70cmの盛土造成を行い、北側にL型擁壁（H=0.70～1.70m）を隣接農地から0～0.30m離して設置、南側に土羽台ブロック（H=0.50m）を設置し土砂の流出を防ぎます。隣接耕作者の同意は得ております。雨水は新設の道路側溝を通じて既設の道路側溝及び農業用水路、排水路に放流。汚水は公共下水道に接続します。排水路断面は降雨強度を時間雨量50.0mmとして流量計算をしており充足していることを確認しております。凡例のとおり、緑色が上水、オレンジ色が下水、青色が雨水を示しております。東に位置する県道と造成地の間にある用水路は新たに落ち蓋用側溝を設置し、幅員2.5mの歩道を整備し安全を確保します

2ページに戻ります。資金調達計画です。[REDACTED]

[REDACTED]確認して

おります。事業費の内訳は、[REDACTED]

農地復元の担保は該当しません。農業公共投資です。申請地は対象農地ではありません。土地改良区以外のその他関係権利者です。関係する水利組合[REDACTED]組合、[REDACTED]組合の同意は得られています。

農業委員会の意見及び審議の概要です。農地転用の許可基準に合致し、転用はやむを得ないと判断しております。

以上、八頭町[REDACTED]における[REDACTED]目的とする農地転用についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長

説明が終わりました。

それではここで現地調査の報告を濱田委員からお願いします。

濱田委員

農地法第5条に基づく八頭町の意見聴取案件につきまして、鳥取市農業委員会の濱田がご報告致します。

調査は12月14日、小林会長と私で現地調査をいたしました。

まず、周辺農地の営農に支障を及ぼすかどうかということですが、さきほど説明がありましたとおり、支障を及ぼすことがないということを確認致しました。そして転用目的が妥当かどうかということですが、周辺環境ですが既に住宅地として整備されており、今回の転用は第4工区ということで、これまでの転用も適切に整備されていることを確認致しました。環境としても住宅用地に適しているとを確認致しました。また、転用許可後に遅滞なく用途に供する見込みがあるかという点に関しましても、周辺から住宅入居希望があるということを業者から話を聞いております。以上から計画通り進むと判断致しましたので報告致します。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは案件の説明、現地調査の報告も終わりました。

皆さんからご質問をお願いします。はい、どうぞ。

恩田委員

2ページの現在の営農状況の中で、括弧内に分筆し申請から除外した面積が1,660m²となっている。なぜ、一括して転用申請されず、分筆して出されたのか。もう一点、こういったことがまかり通れば5,000m²を半分にして、2,500m²にすると常設審議委員会に意見聴取しなくて良いでしょう。南部町は私どもだけで許可が出せるんです。これについてどのような見解なのか。この2点お伺いしたい。

八頭町農委
事務局

ご質問の分筆についてですが、こちらの[]につきましては、全体計画を業者が作っておりまして、転用する場所について、埋蔵文化財の調査を行った経緯がございます。試掘を行いまして本調査が必要なところ、そうでないところを整理しております。今回の4工区は本調査を行ったところでございます。今回申請から外したところも文化財の本調査が必要なところでございまして、業者の予算的なこと、調査は八頭町教育委員会が行いますが、業者へ費用負担を求めることがあります。そういったことから調整を行いまして、本調査ができる範囲、業者が造成できる範囲を調整し、こういった申請となったものです。

恩田委員

試掘というのは、点在してやるんです。業者はここをやってくださいといつても、教育委員会は、委員会独自の資料を持っていてからそれを元にやるんです。今の説明だと、業者がここをして下さいといって試掘したというような言い方だが、教育委員会はここをやりますと言うんです。業者がここを分筆してやって下さいというこの見解を教えて下さい。

八頭町農委
事務局

説明が悪かったと思います。事業計画の段階で、どこが本調査が必要か、申請者が教育委員会へ問い合わせをして、どこの箇所がまず試掘が必要か調整を行ってやったものでございます。試掘の結果に基づいて、[]をしてきたというものでございます。もう一点は4ページの中間図を見ていただけたらと思うのですが、このような形で平成25年から3期に分けて工事が進んでおりまして、工期についても区画整備の関係で区画道路を設けるという関係もあり、区画をきれいな形にするために一部、分筆しているということでございます。

恩田委員

これは県の段階では、どのようにこの案件を見て、こういうことでものが通るのか。教育委員会に聞いてみて下さい。教育委員会は独自のやり方を持っています。試掘の際は点でやっていく。その後、農業委員会に出されるのが普通の状態なんです。今回、ここだけを転用しておいて、ここを見てくれと。県の経営支援課は何の抵抗もなく、出しなさいというところの指導もおかしいのではないかと思う。どのように考えているのか、お聞かせ願いたい。

県経営支援課
[REDACTED]

先ほど、恩田委員が仰ったとおり、埋蔵文化財調査というのは教育委員会で、どこに文化財があるのか構造調査を実施して、調査が必要なところを確認しています。それを確認し事業者は教育委員会に相談し、試掘が必要であれば実施し、本調査が必要だと言うことであれば実施するという流れでやっていくというものです。また、先ほどの試掘のポイントの話ですが、教育委員会で何点取りなさいとか具体的なことを示して調査するということで、試掘については町の方で実施されますし、本調査については事業者は費用負担するということのようです。今回の場合、恩田委員の言われるように全体で実施するのが良いと思いますが、事業者の方でどこまでやるのか、資金繰りもあり、事業者があくまでどこまでしたいかということが影響あると思われます。

恩田委員

おかしいです。業者がこれだけの予算しかないので、これだけにします。違います、物の流れ方が。建設業者に予算があろうがなかろうが何も言わずやるんです。今、言われるのは業者の資金にあつたようにやるからこれだけのことしかできない。見解が違う。

議長

私から説明する。今、恩田委員の方からの質問ですが、現地確認の際、現在4期目の工事の計画である。次は5期目であるが4期目の建築が最低でも3年かかるだろう。今回、4期目を申請されて、皆さんから意見をいただくということで八頭町から意見聴取があったものです。そして、恩田委員と同じ質問を現地調査当日に私からいました。その際、4期、5期と継続性があるがために、今のところで何区画、予算的なこともございましょう、そういうことで一応線引きし、地権者の方と話をしたら、そこは畠として残すんだということで、その部分を地権者の方が分筆するということであった。先ほど、恩田委員が言わされたように、教育委員会のことがあります、話を聞いてみいたら、町の予算のこともあるとお聞きし、それならやむを得ないと現地調査で確認したところあります。

議長

他にご質問、ご意見はございませんか。

石委員

関連した質問をいたします。

ここまで順調に開発され、町としては、民間事業として非常に良いことだと感じています。事業者は次の計画をお持ちかどうか、聞いてみたい。後。どの程度のものを考えているのか、答えられる範囲でお願いしたい。土地を計画的に開発していくということには、農業委員会の立場もありますが、町としての方向性をある程度の物を持って望まれるべきと考えておりますので、そこをお尋ねしたいと思います。世帯数、どれくらいの物を考えておられるのか。と言いますのも、今回緑地が2カ所ありますが、それぞれの工期で法律の

縛りがある中で緑地を作つてこられたのかと思ひますが、果たして30m²の緑地で、地域の皆さんのがお休みの日に使われる緑地の規模としては大丈夫なのかなという思いをいたしております。4期の中に、まとまつた緑地があつた方が良かったのではないか、公益的なものがあつた方が良かったのではないかという気がしておりますので、お尋ねをしてみたい。以上です。

八頭町農委
事務局

造成計画ということでお話しさせていただきたいと思います。先ほど説明させていただきましたが、今、1期から4期目ということでございます。当初、計画では5期までと伺っております。4ページの中間図を見ていただけたらと思いますが、この度、分筆して残した箇所、それに隣接した農地、番号で言うと [REDACTED] にある農地、これらについて計画にあるということでございます。[REDACTED]

[REDACTED] しないと次にいけないということで1期毎にという考え方をさせていただいております。次に世帯数のご質問ですが、現在、41世帯入居され、新しい行政区を設けております。まとまつた公園、緑地ということでございますが、こちらは資料5ページ、土地利用計画図の中央に、公園、236m²が計画されております。

町の宅地造成ということでございますが、農業委員会としてお答えするところではございませんが、民間業者によるもので、次の工区の部分にも問い合わせがある状況ということで、人口増にはなつているのではないかと考えております。以上です。

石委員

独立した行政区を作つていらっしゃると言うことでしたが、自治会の公民館はあるのか。

八頭町農委
事務局

現在、公民館はございません。全体計画の中で用地の確保はなされていると思います。

石委員

先ほど恩田委員が言われるよう、全体をどう成し遂げていくのか、地域として成し遂げていくのか、方向性があるのかしれませんので、この場では言っていただいても良いのかなと思います。

議長

県から何か見解はあるか。

県経営支援課

それぞれの市町村で都市計画を行政主体の場合、民間主体でやる場合がありますが、八頭町の場合は民間活力を使ってしっかりとやっていくということで、町としてしっかりと調整してやっていかれるということであろうかと思います。

議長

再度、言わせていただきますが、鳥取市の濱田委員と現地調査をいたしました。その中で、分筆した所は、地権者が自分で畠にするんだということです。この区画にしたのは、道路の取り付け等もあり今回は27区画にしてやることでした。次の段階、5工区については試掘調査を町にお願いしてやっていくということでしたので、それならばよろしかろうということであり、皆さんからのご意見等により課題、問題点を解決していくことになります。

他にご質問、ご意見はございませんか。はい、松村委員。

松村委員

図面の確認をさせて下さい。5ページの土地利用計画図ですが、既に開発されているところに接続して1とか2、3とか、地形的にいうと上に[REDACTED]、下側が少し高くなっていて、高低差がある、つまり既に開発している所は低く、今回の転用する場所では少し高くなっていると思うが、高低差を埋めるための盛土をするのか、剥ぎ取るのか、確認させて下さい、これが一点目です。もう一点、既存の転用した部分とあわせて今回造成する場所の上水の引き込みというのは上側の道路から引き込むということで良いか、確認です。図面で境界線と同じ色が使われてたので確認です。

八頭町農委
事務局

5ページの土地利用計画図で、区画の整理ですが、既存の場所と今回の転用箇所の接続部分については、今回の転用箇所と同じ高さまで造成してございます。7ページの断面図でC-Cを見ていただけたらと思います。（図面説明をした）

第3工区との接続部分の上水道については、第3工区で敷設した上水道を利用いたします。今回の転用とは直接関係しておりませんでしたので図面では省略しております。以上です。

議長

他にご質問、ご意見はございませんか。

恩田委員

私が質問した2点目、例えば5,000m²のものを半分に分筆してということ、半分にした方がやりやすいと言うことでまかり通るかということについて、県の見解を聞きたい。

県経営支援課

一つの事業計画をどのようにするか重要な問題だと思います。意図的に分けて出す、時期をずらして出すとか、こういったことは当然おかしいことですから一本で出して下さいということで、各市町村、各許可権者にはお話をさせていただいております。今回の場合、これに該当するかどうかということだと思いますが、諸事情も現地で確認されたと聞いております。これについて農業委員会でも確認され、これは別になんでも妥当だということで判断されていることがありますので、今回の件について県としましても異論はございません。

恩田委員

意図的でなくともこういうことがまかり通るということになりますと、例えば5,000m²のものを2つに分けて支障がなかつたらそれでも良いんだなという見解を得たということ。特に南部町、鳥取市は自分の所で許可が出せますから、そうやっても良いんだなと印象を受けた。万一やむを得ない場合ですが、分かりました。

議長

今、県[REDACTED]言われたとおりにやっていただきたいと思います。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、お諮りします。

八頭町案件について、異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

県経営支援課
[REDACTED]

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。
議事を進行します。続いて、議案第2号を説明下さい。

それでは資料3により説明させていただきます。

農地法第39条第1項の規定に基づき農地中間管理機構への利用権設定を知事裁定するにあたり、同法第39条第4項に基づき、常設での意見聴取をさせていただくものです。

まず、制度の概要を説明させていただきます。資料3-1をご覧ください。所有者不明農地について、農地法に基づく貸し借りの手続きについて、資料を抜粋したものになります。所有者が誰も分からない、相続放棄を含む、または共有者の誰かが貸付に反対している農地を農地中間管理機構に貸し付けるには、農地法による都道府県知事による裁判制度が活用可能です。この制度は、平成30年から相続人の探索範囲が簡素化され、具体的には相続の第1順位である配偶者と子までの探索に簡素化、また利用権が最長5年から20年へ長期化され、より使いやすい制度に改正されました。

手続きの手順としては、まず、農業委員会が所有者の探索を行います。この手順としては次のページをご覧いただきたいのですが、フロー図の左の上、当該農地の土地登記簿を法務局に請求し、登記名義人の氏名・住所を確認します。そして、住民票を請求し、そこから判明した本籍地に戸籍簿または除籍簿を請求、名義人がお亡くなりになっている場合は、戸籍に記載された配偶者・子の戸籍簿等を確認します。名義人・相続人の住所を確認し、書面を送付し、返信があった場合は所有者が判明、名義人、配偶者・子の全員が死亡している場合は所有者が判明しないということで探索終了になります。

前のページに戻ってください。農業委員会が所有者不明農地に係る公示を行います。探索によっても所有者が分からなかった場合は、所有者不明農地である旨の公示を6か月間行います。公示によっても所有者が判明しなかった場合、農地中間管理機構に通知します。次に農業委員会から通知を受けた中間管理機構は、知事に対して、裁定の申請を行うことができます。機構から裁定の申請を受けた県は、農地に係る情報を公告し、所有者からの意見の提出期間を設けます。その後、最長20年間の利用権を機構に設定することを裁定することができます。

では、具体的に今回の案件を説明させていただきます。
資料3の1ページ目にお戻りください。農地の所有者は記載したとおりです。平成28年にお亡くなりになった後、相続人である母親により5年間の利用権設定をされていました。しかし、その母親も死亡され、その相続人は全員相続放棄していることから、利用権設定が終了後、令和4年1月以降、耕作者不在地になっています。

農地の所在・現況です。地図でご説明したいので、資料3-2をあわせてご覧ください。まず1ページ目の広域図をご覧ください。[REDACTED]

[REDACTED] 2ページ目に中間図、3ページ目に詳細図を載せております。[REDACTED]、左右に広がった一団の農地となっており、中山間・多面の対象地域です。この地域の担当手からの借受希望が見込まれています。資料3に戻っていただき、4の相続人の探索状況ですが、探索範囲である相続人は配偶者及び

子であることから、資料に記載のとおり [REDACTED] 調査された結果、配偶者・子とともに存在しないことを確認しています。また、被相続人である父母・祖父母ともに既に死亡しており、生存している姉妹2名は相続放棄申述を提出され受理されていることから、相続人及び所有者等で知れているものは不存在の状況を確認しています。

以上の状況を踏まえ、当該農地は基盤整備済みの農振農用地内の優良農地であること、中山間地直接支払および多面的機能支払い交付金の対象農地として地域で守られている農地であること、借受希望者も見込まれることから、[REDACTED] は所有者が確知できない旨の告示、その結果、公示期間中に権利を有する者からの申し出がなかったため、機構へ通知をされ、それを受けて機構から裁定申請が県知事宛てに提出されました。

機構の申請内容は6のとおりです。配分先、借受希望者 [REDACTED] 、当該農地の周辺農地を引き受けている担い手です。所有者の死亡後、相続人である母親と利用権設定をされており、そのつながりでこの度受け手として手を挙げてこられています。配分期間は5年間、賃借料は、従前の賃借料と同等であり、周辺の賃借料とも大きく差がないとして、水張面積10aあたり3,000円と設定されています。また、配分後は水稻を栽培される予定です。

裁定の内容は7のとおりです。機構への通知の案文を資料3-3として添付しております。利用権は令和5年3月1日から5年間、保証金は、水張面積10aあたり3,000円で計算した5年分の金額を、法務局に供託されます。以上です。よろしくお願ひいたします。

議長

説明が終わりました。

委員の皆さんからご質問、意見をお願いいたします。

はい、恩田委員。

恩田委員

お聞きしたい。7番の裁定の内容について、法務局に供託とある。これはどのように手続きが進むのか、最終的には返すのか。

県経営支援課
[REDACTED]

所有者が不明のため、利用者は賃借料相当を法務局に供託するもので、供託されたお金は所有者でないと受け取れません。供託金は、法令により10年間で時効となり、時効となつた場合は供託金は国庫に入ります。それまでに所有権がある方が申し出をされて払い戻しを受けることができます。

私が知る範囲内では時効は20年ではないか。調べておいてください。

分かりました。調べます。ありがとうございました。

恩田委員

県経営支援課
[REDACTED]

他にご質問、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

議長

確認のため、権利設定は最長20年間ということでしたが、今回は5年間、例えば5年が過ぎて借受者が引き続き耕作したいという場合、また同じ手続きをすることになるのか。

中村委員

県経営支援課

これは必ずしなければなりません。

議長

後、言い忘れましたが、来年4月から公告期間が2ヵ月に短縮されます。

県経営支援課

一件お聞きする。基盤整備をした関係で土地改良区の賦課金の徴収についてどのようにになっているのか。不明の場合の賦課金の徴収はどのようにになっているのかということを聞きたい。

田邊委員

賦課金については、所管ではないので話しをしない方が良いと思いますが、一般的には、裁定の際、賦課金を控除して賃借料とするようにしています。今回の場合は賦課金はございませんでした。

議長

今の賦課金の件ですが、私どもこの件を1件利用させていただいており、賦課金は利用者からもらうと言うことにしておりまして、中間管理機構にお願いして賃借料から控除してもらっている。

そのことが説明になかったものですからお聞きした。

梅林委員

■すでに土地改良区は解散しており、賦課金は発生致しません。

恩田委員

この件については、本委員会でも3、4人土地改良区の理事長もされている方がいらっしゃるようですが、市町村によって賦課金の徴収についてはまちまちな状況、徴収の仕方について、次の常設審議委員会で教えていただきたい。

議長

中村委員、この土地改良区の関係で事例があればお聞きしたい。

中村委員

土地改良区で数年前からこの議論はありました。賦課金を誰が負担するかということについて、実はこれという定められたものがないんです。それぞれの改良区が皆さん話し合いをされて期課金が決まり誰が負担するのかも決まるところで土地改良区ごとに違うという感覚が私にあります。ですからこれが正解というものがなんないです。それで、今回のような事例が困ると思います。私の方でどのように土地改良区がされているか、整理して皆さんへ必要があれば事例としてお示しすることはできると思います。

議長

中村委員、それではまとめていただき皆さんに報告いただければ大変ありがたいと思います。よろしくお願ひいたします。

他にご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは、お諮りします。

異議なしとしてよろしいか、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。それでは異議なしといたします。

6 情報提供 議長 事務局 議長	情報提供について、 (1) 令和4年度全国農業委員会会長代表者集会について 事務局、説明して下さい。 (別紙、資料4により説明) 皆さんからご質問をお願いします。 (質問・意見なし)
7 その他 議長 事務局 議長 恩田委員 議長 恩田委員 議長	その他として皆さんから何かござりますか。 (次回1月、2月の開催等について説明等) 他にご質問、ご意見はございませんか。はい、恩田委員。 現地調査について、この報告を該当委員会の会長がすればと思うが、いかがか。1回みただけではなかなか分からぬ。地元の会長が現地調査の報告をしたらと思う。 ただ今の件について、農業委員会の会長が立ち会って調査しているが、今、恩田委員が言われるよう、該当市町村の会長が報告をすればということですね。 はい、そうです。そうやつたらということです。現地は地元の会長が一番分かっているから、地元の会長もやれるとすればと考える。 ただ今の件は、検討させていただくこととします。 他にご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
8 閉会 議長	それでは、以上をもちまして、本日の常設審議委員会を閉会いたします。 (午前11時40分)